

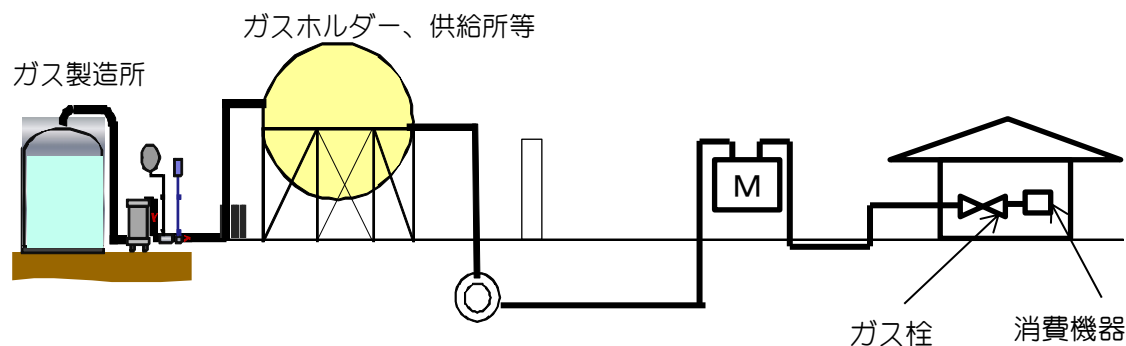
# 液化石油ガス法とガス事業法の整合化

平成28年

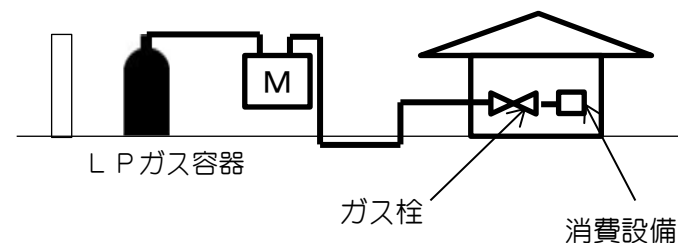
# 規制の整合化の必要性

- ◇液化石油ガス法におけるL Pガス販売事業は、ガス事業法における簡易ガス事業などと一定の類似性を有しているが、保安規制において相違点が存在。
- ◇今般、電力・ガスの小売全面自由化によって、エネルギー事業者間の垣根が一層低くなり、「総合エネルギー企業」として事業の相互参入・競争が想定。
- ◇保安規制のうち、技術的に同等の評価が可能なものに関して、可能な限り整合化を図る。

## 一般ガス事業（ガス事業法）



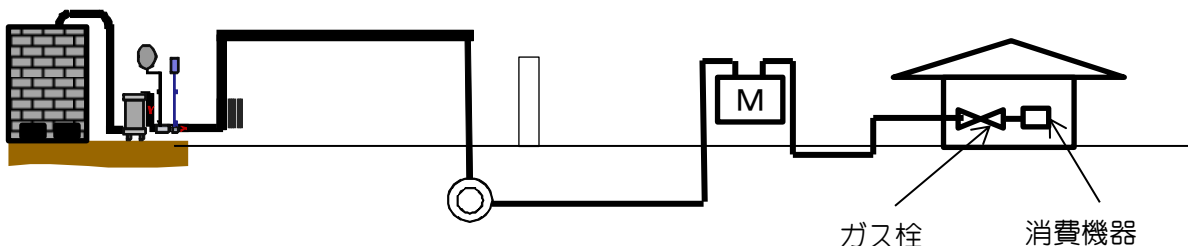
## L Pガス販売事業（液化石油ガス法）



## L Pガス販売事業（液化石油ガス法） （69戸以下のL Pガス団地供給）

## 簡易ガス事業（ガス事業法） （70戸以上のL Pガス団地供給）

貯槽・気化装置



# 主な取組内容〔裕度期間の設定等〕

【平成29年4月1日施行】

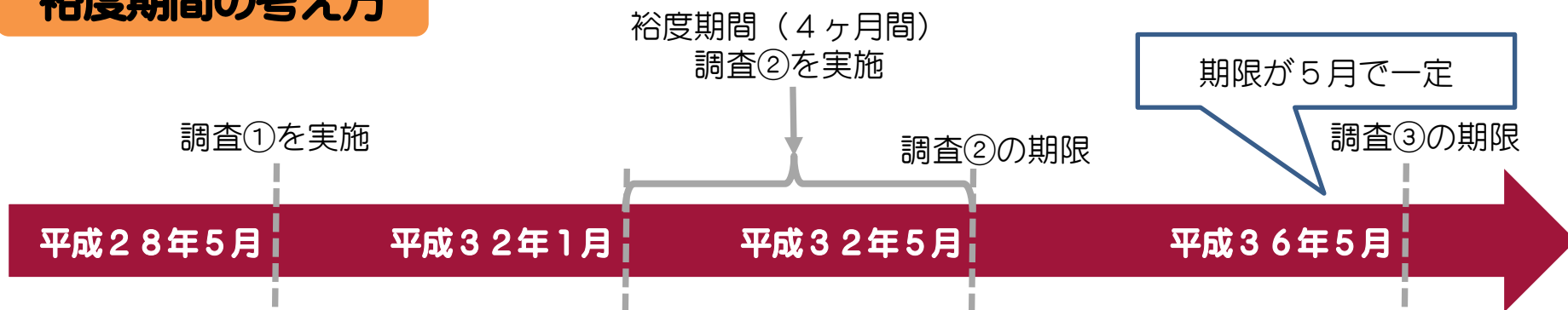
■液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第36条、第37条、第38条の2

- ◇現在、需要家への注意事項の周知、機器の調査の頻度が両法で異なっていることから、ガス事業法における頻度を、液化石油ガス法に整合化。
- ◇他方、液化石油ガス法では、需要家不在による期限超過を避けるために調査期限より前倒しした調査を現在実施。そこで、4ヶ月間の裕度期間を設定。

## 周知・調査頻度の整合化

|           | 液化石油ガス法        | ガス事業法                |
|-----------|----------------|----------------------|
| 周知頻度      | 2年に1回以上        | 3年→ <u>2年に1回以上</u>   |
| 消費機器の調査頻度 | 4年に1回以上        | 40ヶ月→ <u>4年に1回以上</u> |
| 裕度期間の設定   | なし→ <u>4ヶ月</u> | 4ヶ月                  |

## 裕度期間の考え方



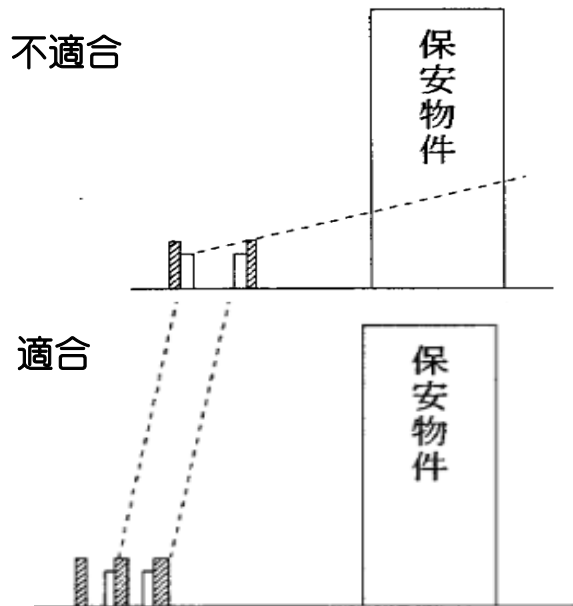
# 主な取組内容【障壁の具体例】

【平成28年6月8日施行】

■対象物を有効に保護できる障壁の具体例について（事務連絡）

- ◇液化石油ガス法では、ボンベ庫からマンション・学校等に対し距離の確保を義務付け。ボンベ庫に障壁を設けた場合には、距離を短縮できるが、その要件として、ボンベが爆発した際の飛散物から保護する「斜角」を規定。
- ◇ガス事業法では、距離規制における障壁の要件として「斜角」を規定していない。そこで、ガス事業法を液化石油ガス法に整合化。
- ◇他方、「斜角」は事業者にとって大きな負担。そこで、シミュレーション解析の結果を踏まえ、「エキスパンドメタル」を両法で代替的要件に取り入れる。

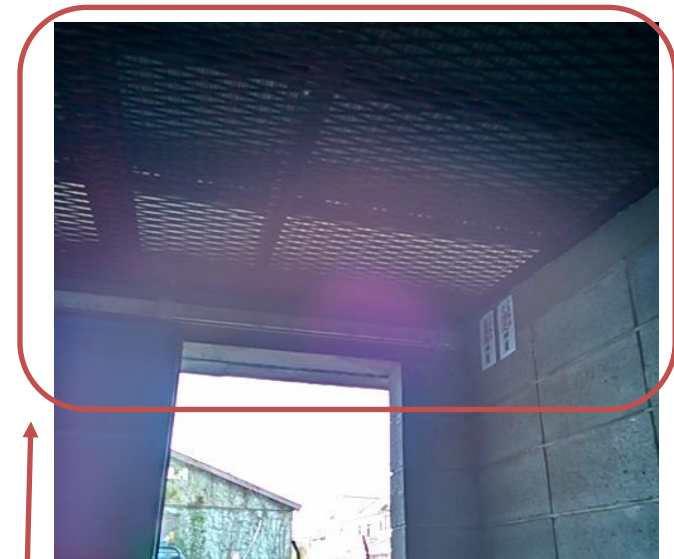
## 「斜角」規制



## エキスパンドメタル



金属板を切れ目を入れながら押し広げ、切れ目を菱形等にしたメッシュ状板



エキスパンドメタル

# 主な取組内容【情報通信技術を用いた周知の手法】

【平成29年1月1日施行】

■液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第38条の3、第38条の4

- ◇現在、需要家への注意事項の周知は、書面配布により実施。
- ◇ガス事業法では、小売全面自由化後、需要家の承諾を前提に、情報通信の技術を利用した方法（電子メール等）による周知事項の提供を可能とする。液化石油ガス法においても、改正ガス事業法と同様に措置し、整合化を図る。

# 主な取組内容【消費設備調査に係る需要家不在時の対応】

【平成28年6月8日施行】

■液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈について（通達）第34条

- ◇ガス事業法では、3回以上訪問し不在であった場合、調査完了として不在処理している。液化石油ガス法においても、ガス事業法と同様に3回以上訪問したが不在の場合、調査拒否と同様の取扱いとするよう整合性を図る。
- ◇保安機関は、一般消費者等にあらかじめ調査の日時を連絡し、都合の良い調査日時を設定したり、前回訪問時不在である場合、別の曜日・時間帯に再訪問を行うなど、不在である確率を減らすことが必要。
- ◇液化石油ガス法の運用及び解釈の改正に伴い、施行規則第132条に基づく「保安業務実施状況報告」の様式を変更。

## 主な取組内容〔一部承継時の設備調査の取扱い〕

【平成28年6月8日施行】

■液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について（通達）第36条、第37条、第38条

- ◇ガス事業法では、供給開始時において消費設備の検査・調査を行う一方で全部承継・一部承継により事業者変更したときは再度の検査・調査を行うことはない。
- ◇液化石油ガス法では、全部承継時は再度点検・調査を行わないが、一部承継時は再度調査を義務付け。そこで、一部承継に際しても「供給開始時」には当たらないこととし、再度の点検・調査を求めないよう整合化。

## 主な取組内容〔消費設備の技術上の基準〕

【平成29年4月1日施行】

■液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第44条

- ◇液化石油ガス法とガス事業法では、それぞれ消費設備・消費機器の技術基準として、ともに燃焼器及びその給排気部に関する技術基準を規定。
- ◇両法で技術基準は概ね整合しているものの、一部の基準（例：排気筒の基準）において差異が生じており、液化石油ガス法をガス事業法に整合化。
- ◇燃焼器出口の排気ガスの温度が100度以下の場合は、規制の対象外に。

# 規制の整合化に係る主な取組の一覧

| 項目名                     | 都市ガス<br>(ガス事業法)                           | LPガス<br>(液化石油ガス法)                      | 方向性          | 施行時期       |
|-------------------------|---|--|--------------|------------|
| 注意事項の周知頻度               | 3年度 → <b>2年</b>                           | 2年                                     | LPガスに<br>整合化 | H29. 4. 1. |
| 消費機器の<br>安全性調査の頻度       | 40月 → <b>4年</b>                           | 4年                                     | LPガスに<br>整合化 | H29. 4. 1. |
| 需要家不在時の調査               | 3回訪問し調査完了                                 | 何回も訪問 →<br><b>3回訪問し調査完了</b>            | 都市ガスに<br>整合化 | H28. 6. 8. |
| 排気筒の技術基準                | 排気ガスが低温の場合<br>は規制対象外                      | 排気ガスが低温であって<br>も規制対象<br>→ <b>規制対象外</b> | 都市ガスに<br>整合化 | H29. 4. 1. |
| 一部承継時の点検                | 一部承継時は点検不要                                | 一部承継時も点検<br>必要 → <b>不要</b>             | 都市ガスに<br>整合化 | H28. 6. 8. |
| 学校・病院等と貯槽の<br>距離制限      | 貯槽から16.97m<br>→ <b>7m</b>                 | 貯槽から7m                                 | LPガスに<br>整合化 | H29. 4. 1. |
| ボンベ庫に掲げる<br>緊急時連絡先の表記   | 担当者の自宅の<br>電話番号掲示 →<br><b>連絡がつく電話番号</b>   | 担当者に連絡がつく<br>電話番号を掲示                   | LPガスに<br>整合化 | H29. 4. 1. |
| ボンベ飛散時に備えた<br>学校・病院等の保護 | 規制なし →<br><b>ボンベが学校・病院に<br/>飛散しないよう保護</b> | ボンベが学校・病院<br>に飛散しないよう保護                | LPガスに<br>整合化 | H28. 6. 8. |